

土地区画整理事業特別会計予算

平成 27 年度 橋本市土地区画整理事業特別会計予算

平成 27 年度橋本市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 601,659 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		62,000
	1 負担金	62,000
2 国庫支出金		76,000
	1 国庫補助金	76,000
3 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
4 繰入金		343,857
	1 一般会計繰入金	343,857
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 市債		109,700
	1 市債	109,700
7 諸収入		10,100
	1 受託事業収入	10,100
歳入合計		601,659

2 歳 出

(単位：千円)

[illegible]

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
合 併 特 例 事 業	千円 17,200	証書借入 又 は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
公 共 事 業 等	92,500			
計	109,700			